

## 入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:令和3年8月2日)

開催日及び場所		令和3年6月18日(金曜日) 九州森林管理局4階 第2会議室		
委員		鹿瀬島 正剛(弁護士) 諏佐 マリ(熊本大学法学部准教授) 村中 剛士(公認会計士)		
審議対象期間		令和3年1月1日～令和3年3月31日		
審議対象案件		289件 うち、1者応札案件 133件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		9件 うち、1者応札案件 5件 (抽出率 3%) (抽出率 4%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 %)		
抽出案件内訳	工事	一般競争		3件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型指名競争	件
			工事希望型競争	件
			その他の指名競争	件
		随意契約		件
	業務	一般競争		2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型競争	件
			簡易公募型競争	件
			その他の指名競争	件
		随意契約	公募型プロポーザル	件
			簡易公募型プロポーザル	件
			標準型プロポーザル	件
			その他の随意契約	1件
	物品・役務等	一般競争		3件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争		件
		随意契約(企画競争・公募)		件
		随意契約(その他)		1件
	(特記事項) 特になし			

	質問	回答
<p>各委員からの意見・質問に対する回答等</p>	<p>○抽出事業について</p> <p>・No.1とNo.3(治山工事)について、入札公告「1工事の概要(9)」の「本工事は、「熊本地震の被災地(熊本県)で適用する森林整備保全事業標準歩掛」及び「熊本地震の被災地(熊本県)で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」による試行対象工事である。」と書いてあるがこれはどういったものか。</p> <p>・積算要因などは公表されているので、入札に参加する業者の方でも見積額がだいたい分かっているということ、現状コンクリートや労務費の単価が高騰している(オリンピックや災害等の影響があるかもしれない)なかで、積算単価の見直しの頻度は年にどのくらい行っているのか。</p> <p>・No.2(芦北森林事務所解体撤去工事)について、抽出理由にも書いてあるとおり落札率がかなり低い。回答であったとおり予定価格に問題はないということだったが、入札筆記書を拝見すると入札参加者のうち、ほとんどが予定価格内の入札金額というかなり安い金額で入札していると、やはり予定価格を見直す余地があるかと思う。解体工事関係は安い入札額が続く印象で、当委員会でもそういった記憶がある。解体工事の相場が安いのであれば、やはり予定価格の見直しが必要ではないのか。</p> <p>・No.1とNo.3(治山工事)に関連して、芦北地区治山工事(6件)の工事期間が全て一緒に概ね工事内容についても同じかと思うが、No.1については当初4件の入札参加者がいたが3件の辞退があり、No.3については当初3件の入札参加者がいたが2件の辞退があった。このとき芦北の治山工事関連で6件同じような案件の入札公告が出されている中で、推測であるが、同じような工事なので同じような業者が参加していると思う。例えば、No.1であれば九州緑化施設(株)は手を挙げたが辞退しているが、No.3は落札している。大政建設(株)はNo.1とNo.3を辞退しているが他の芦北治山工事案件を落札している。入札に誰が参加しているか分かっているからこのような結果になっているのか。そうでないとすればなぜ辞退しているのか。</p> <p>・芦北治山工事について、概ね場所別に区切っていると思うし、具体的にNo.1とNo.3の説明時に経費削減のために隣接する箇所をまとめて発注していると言っていたが、ひとまとめにして発注するというのは考えているのか。発注単位はどのようにしているのか。</p>	<p>・熊本地震により被災した熊本県において、工事量の増大で標準積算基準と施工実態に乖離が生じたため、熊本県内で実施される工事については、間接工事費の補正を行い、また、施工パッケージについては、土工に係る標準作業量の補正を実施しているところである。パッケージとして単価設定することによって、積算する側も受注する側も比較的簡単に積算することができる取組である。</p> <p>・通常の単価見直しは年2回行っている。ただ、コンクリート単価等については、今年度から、工事箇所近隣の生コン会社から見積りを徴取し、平均した実勢価格を採用している。これまでは各県の公表単価を採用していたが、山間奥地まで生コンを搬送する負担から生コン会社がコンクリート単価の割増を請求するなど、県単価と乖離が生じ、コンクリートを扱う治山工事ではウエイトが大きく影響があるので、今年4月から、実勢単価によって積算し、その見積単価についても公表している。</p> <p>・今のところは、3社見積りの平均をとって算出し、建築施工単価等を参考に積算を行っている。見積もり業者を増やすということは可能かと思う。</p> <p>・企業が入札に参加申請しようとする場合、電子入札のため、どの企業が入札に参加申請しているかは知ることはできない。入札辞退については、企業によって工事内容に得意、不得意の分野があることや予定していた下請業者や技術者が途中で確保できなくなり、入札を辞退することも考えられる。</p> <p>・発注ロットの規模は、契約に結びつくため当局としても意識しているところである。一昨年の九州北部豪雨の被災地、福岡県朝倉市における直轄治山工事では技術者や作業員不足が問題化したことから、複数箇所のロットをまとめ1人の技術者が複数箇所を担当できることで業者が工事を受注しやすいのではとの考えからロットについて検討したところである。また、発注者としては、ロットをまとめることで工事コストを抑えて早期に完成してもらおう方が効率的と考えている。</p>

	<p>・No.6(大河原国有林保育間伐(活用型))について、入札公告の5(3)ア「入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、持参すること。」と記載されている。今回の入札調書を拝見すると欄外に「(紙)」と記載されているのだが、どういった場合に紙での入札参加が認められるのか。</p> <p>・No.9(松くい虫防除事業)について、時期によって実施する作業が違うのか。</p> <p>・その年々によって被害木の本数も変わってくるが、被害が大きくなれば積算単価も上がるのか。</p> <p>・No.8(第7号物件測定器具類)について、落札率98.4%と一括調達しても安くなっていない、あるいは積算の精度が高かったのではないかと思う。内訳書を拝見した際に品番に会社名が入っているが、これは特定の物品を指定して購入しているのか。発注のやり方として一般的な物品と特定の物品が混在しているが、チェックされた上で入札を行っているのか。</p>	<p>・公共工事では電子入札システムでの入札が進められているところだが、物品役務の中の生産事業についても令和2年度末から電子調達システムでの入札方式を導入している。今後、順次電子調達システムでの入札に移行していく段階である。しかし、申請に係る手続き等が整っていない業者もいるため、署長が認めた場合は紙入札での参加を認めている。今回は入札公告の5(3)ア「ただし・・・」に基づいて、電子調達システムの手続中との申請を受けたので、署長が紙入札での参加を認めたという経緯である。</p> <p>・そのとおりである。5月頃から空中散布や地上散布による防除を行い、9月以降からはマツノザイセンチュウによって枯死したマツを粉碎や薬剤(燻蒸)によりマツノマダラカミキリの幼虫を駆除する伐倒駆除を実施する。</p> <p>・単価契約方式により過去3年間の実績を元に平均した単価を使用しているため、単価は被害が増えてくると上がり、少なくなると下がる。</p> <p>・今回の資料に添付している内訳書は、第7号物件を落札した「(株)竹谷商事」との契約書が添付されており、そのため内訳書の一部品番に会社名が記載されたものとなっている。 物品購入に当たっては、まず署等の必要物品について要求書を提出してもらい、その際、参考としてカタログの品番等を入れて提出するよう指示している。要求書を受けた局は、一般的な物品と特定の物品をチェックして入札している。入札公告には参考品番として公告するが、会社名を含めて提示しないと入札参加者が分からない物品もあるため、会社名を記載する場合もあるが、物品を指定したものではない。 また、入札公告には同等品による入札参加も可能としており、その場合担当官の確認を受け認められることが前提であることも明記している。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>特になし</p>	

事務局:九州森林管理局企画調整課